

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作る為、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

2025年4月1日～2030年3月31日

【 計画内容 】

目標 1 産前産後休業、育児休業、介護休暇、育児休業給付など、出生・育児支援に関する諸制度の周知を図る。

< 施策 >

- ・ 2025年4月～ 社内イントラネット等を活用した社内広報による社員への周知と啓もうを行う。

以上